

## 山梨県休業要請協力金申請書 臨時特別協力要請（令和3年8月14日～8月22日）分

山梨県知事 様

<b>【受付番号】</b> <small>（※事務局使用欄）</small>
---

山梨県からの臨時特別協力要請（令和3年8月14日から8月22日まで）に基づき、次のとおり取り組みましたので休業要請協力金を申請します。なお、様式1-2に記載する全ての項目を満たしていることを誓約します。

申請日 令和3年\_\_月\_\_日 ※申請期限：**令和3年12月28日**（郵送の場合、同日消印有効）

**1 申請者（申請者と営業許可取得者が異なる場合は、飲食店等営業許可証に係る申立書【様式1-7】を提出）**

申請者情報 ひずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を記載してください	<input type="checkbox"/> 法人	フリガナ													
		法人名													
		フリガナ													
		代表者役職・氏名													
		本店所在地	〒												
		法人番号 (13桁)													
	連絡先	担当者の役職・氏名： 日中連絡の取れる電話番号：													
	<input type="checkbox"/> 個人事業主	フリガナ													
		氏名													
		生年月日 (西暦)						年					月		
自宅住所		〒													
連絡先	担当者の役職・氏名： 日中連絡の取れる電話番号：														

**2 休業等実施店舗（複数の店舗・施設にわたる場合は、それぞれ別の申請書に記載してください。）**

店舗・施設名称		店舗・施設電話番号	
店舗・施設住所	〒		
グリーン・ゾーン認証	旧基準のグリーン・ゾーン認証取得済み	認証日	令和 年 月 日
	変異株対応のグリーン・ゾーン認証取得済み	認証日	令和 年 月 日
	申請中 (令和3年8月12日消印有効)	申請日	令和 年 月 日
飲食店等営業許可証	有効期限： 年 月 日 ～ 年 月 日		
	許可証番号：		
施設の種類の ひずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック（接待又はカラオケを伴うものに限る）、カラオケボックス、ライブハウス	
	<input type="checkbox"/> 食事提供施設	飲食店（居酒屋、接待及びカラオケを伴わないバー・スナックを含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスのみを提供する場合を除く。）	
	<input type="checkbox"/> ホテル・旅館	ホテル又は旅館のうち、宴会場など専ら飲食を提供するスペースにおいて、宿泊客以外への飲食の提供を行う施設	

（注）宿泊客のみに飲食の提供を行うホテル・旅館は、今回の協力金の交付対象外です。次頁へ続く

### 3 協力金振込希望口座（口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。）

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・金庫・組合・農協 金融機関コード： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 本店・支店・出張所 支店コード : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 店番（ゆうちょ銀行の場合） 預金種別（いずれかへ○）：普通 当座  
口座番号 \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_  
口座名義 \_\_\_\_\_

### 4 協力金申請額

#### 【休業分】

（休業日数 \_\_\_\_\_ 日－（注2）の該当日数 \_\_\_\_\_ 日）×協力金支給額 \_\_\_\_\_ 円／日  
(注1) (注2) (注3)

＝休業に係る協力金（①） \_\_\_\_\_ 円

#### 【時短営業分】

（時短営業日数 \_\_\_\_\_ 日－（注2）の該当日数 \_\_\_\_\_ 日）×協力金支給額 \_\_\_\_\_ 円／日  
(注1) (注2) (注3)

＝時短営業に係る協力金（②） \_\_\_\_\_ 円

協力金申請額合計（①+②） \_\_\_\_\_ 円

（注1）様式【1-4】の「①休業した日数の合計」又は「②時短営業した日数の合計」を記載してください。

（注2）臨時特別協力要請期間（令和3年8月14日から8月22日まで）とまん延防止等重点措置期間（8月20日から9月12日まで）が重複する期間については、1日あたりの協力金の単価が有利な方を選択して申請することができます。まん延防止等重点措置に伴う飲食店等への休業等要請協力金の1日あたりの協力金単価の方が有利な施設（県ホームページでご確認ください。）については、次の枠内の□にチェックするとともに、令和3年8月20日から8月22日までの期間に休業した日数又は時短営業した日数を除いて申請してください。

当施設においては、まん延防止等重点措置に伴う飲食店等への休業等要請協力金の1日あたりの協力金単価の方が有利なため、令和3年8月20日から8月22日の間に協力した日数については、今回の申請から除き、まん延防止等重点措置に伴う飲食店等への休業等要請協力金の申請書で申請します。

（注3）様式【1-6】の「休業の日の1日当たりの協力金交付額」又は「時短営業の日の1日当たりの協力金交付額」を記載してください。

（注4）次に該当する施設は協力金の支給対象とはなりません。

- (1) 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗（飲食店営業許可証・喫茶店営業許可証に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。）
- (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- (5) ネットカフェ・漫画喫茶
- (6) 飲食スペースを有さないキッチンカー
- (7) 宿泊客以外への飲食の提供をしていないホテル・旅館
- (8) 令和3年8月13日（休業要請日）時点で必要な許認可等を取得し、対象店舗・施設において営業の実態を有すると認められない施設
- (9) グリーン・ゾーン認証を申請中の食事提供施設やホテル・旅館が、原則として令和4年1月31日までにグリーン・ゾーン認証を受けることができない場合

※ ホテル・旅館においては「営業」を「飲食提供」に読み替えるものとします。

【様式 1-2】

※ ホテル・旅館においては「営業」を「飲食提供」に読み替えるものとします。

○添付書類チェック及び誓約事項

チェック欄	添付書類
<input type="checkbox"/>	①【様式 1-1】山梨県休業要請協力金申請書及び 【様式 1-2】添付書類チェック及び誓約事項（本状）
<input type="checkbox"/>	②【様式 1-3】振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し（通帳 1 ページ目の見開き部分）
<input type="checkbox"/>	③【様式 1-4】要請期間中の営業の状況の記載及び 要請期間中の営業状況が分かる写真又はホームページの写し等
<input type="checkbox"/>	④【様式 1-5】通常時の営業時間の状況についての記載又は通常時の営業時間が分かる資料
<input type="checkbox"/>	⑤ 食事提供施設、遊興施設については、食品衛生法の飲食店営業許可証等の写し。ホテル・旅館については、食品衛生法の飲食店営業許可証等及び旅館業法の営業許可証の写し
<input type="checkbox"/>	⑥【様式 1-6】「1 日当たりの売上高及び協力金交付額計算書（売上高方式の場合）」又は 「1 日当たりの売上高及び協力金交付額計算書（売上高減少額方式の場合）」
<input type="checkbox"/>	⑦【様式 1-7】飲食店等営業許可に係る申立書 ※申請者と飲食店営業許可等を受けた方が異なる場合や新規開店等特例に該当する場合のみ提出が必要

チェック欄	誓約事項（すべての項目を満たしている必要があります）
<input type="checkbox"/>	令和 3 年 8 月 1 3 日時点で営業の実態を有しています。
<input type="checkbox"/>	様式【1-4】に記載のとおり、連続して臨時特別協力要請に協力しました。
<input type="checkbox"/>	自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。 ア 暴力団、暴力団員 イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者 ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者 エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 オ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
<input type="checkbox"/>	交付要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、その態様に応じて、協力金の返還、山梨県が定める加算金等の支払い、事業者名の公表等に応じます。
<input type="checkbox"/>	山梨県から検査・報告・証拠書類の提出の求めがあった場合には、これに応じます。
<input type="checkbox"/>	申請書に記載された売上高を証する書類を協力金の受領後 5 年間保存します。
<input type="checkbox"/>	この誓約内容について疑義がある場合、山梨県が山梨県警察本部に照会することに同意します。
<input type="checkbox"/>	他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
<input type="checkbox"/>	<b>【やまなしグリーン・ゾーン認証を申請中の施設のみチェックすること】</b> 令和 4 年 1 月 3 1 日までに認証を受けられない場合は、協力金が交付されないことを承知しました。
<input type="checkbox"/>	<b>【旧基準のやまなしグリーン・ゾーン認証施設のみチェックすること】</b> 令和 3 年 1 0 月 3 1 日までに変異株対応のやまなしグリーン・ゾーン認証を申請し、認証取得のため最善の努力を行います。
<input type="checkbox"/>	申請内容に虚偽はありません。

【様式 1-3】

○協力金振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し

※インターネットバンキングの場合、上記の情報が分かるサイトの写し

※振込先の口座は申請事業者本人の口座に限ります（法人の場合は該当法人の口座に限ります）。

振込先口座通帳のコピー  
(通帳 1 ページ目の見開き部分)

【様式 1-4】

※ ホテル・旅館においては「営業」を「飲食提供」に読み替えるものとします。

○休業等要請期間中の営業の状況を記載してください。

要請期間中の営業の状況	休業等要請日	次のいずれかを☑チェック			営業時間（休業※した日は記載不要）			
	8月14日（土）	<input type="checkbox"/> 休業	<input type="checkbox"/> 時短営業	<input type="checkbox"/> 通常営業	時	分から	時	分まで
	8月15日（日）	<input type="checkbox"/> 休業	<input type="checkbox"/> 時短営業	<input type="checkbox"/> 通常営業	時	分から	時	分まで
	8月16日（月）	<input type="checkbox"/> 休業	<input type="checkbox"/> 時短営業	<input type="checkbox"/> 通常営業	時	分から	時	分まで
	8月17日（火）	<input type="checkbox"/> 休業	<input type="checkbox"/> 時短営業	<input type="checkbox"/> 通常営業	時	分から	時	分まで
	8月18日（水）	<input type="checkbox"/> 休業	<input type="checkbox"/> 時短営業	<input type="checkbox"/> 通常営業	時	分から	時	分まで
	8月19日（木）	<input type="checkbox"/> 休業	<input type="checkbox"/> 時短営業	<input type="checkbox"/> 通常営業	時	分から	時	分まで
	8月20日（金）	<input type="checkbox"/> 休業	<input type="checkbox"/> 時短営業	<input type="checkbox"/> 通常営業	時	分から	時	分まで
	8月21日（土）	<input type="checkbox"/> 休業	<input type="checkbox"/> 時短営業	<input type="checkbox"/> 通常営業	時	分から	時	分まで
	8月22日（日）	<input type="checkbox"/> 休業	<input type="checkbox"/> 時短営業	<input type="checkbox"/> 通常営業	時	分から	時	分まで

※ 要請期間中の定休日は休業した日とみなします。

※ 通常時に5時から20時までの時間帯を超えて営業している施設が、5時から20時までの営業とした施設のみ「時短営業」をチェックしてください。それ以外の施設が営業した場合は「通常営業」をチェックしてください。なお、「通常営業」の日数は協力金の交付対象外です。

※ 要請期間中に要請に協力しなかった日がある場合は、その日までの分は交付対象外となります。

8月22日まで連続して要請に協力した日の合計を記載→ \_\_\_\_\_日 (①+②+③)

そのうち、休業した日の合計を記載→ \_\_\_\_\_日 (①)

時短営業した日の合計を記載→ \_\_\_\_\_日 (②)

通常営業した日の合計を記載→ \_\_\_\_\_日 (③)

○要請期間中の営業状況が分かる写真又はホームページの写し等を添付してください。

案内掲示が分かる店舗外観写真例  
 (店舗の入口等を撮った写真※を貼り付け)  
 ※案内掲示の文字が判別できるもの



## 【様式 1-5】

※ ホテル・旅館においては「営業」を「飲食提供」に読み替えるものとします。

### ○通常時の営業時間の状況

通常時の営業時間の状況が分かる令和元年8月から令和3年8月13日までのいずれかの1週間の営業日の営業時間を次の表に記載

令和元年8月から令和3年8月13日までのいずれかの1週間	営業した時間（営業開始時間と終了時間を記載） ※ホテル・旅館については、宿泊客以外への飲食提供時間 （注）定休日や休業日については、時間を記載しないこと
月 日（月曜日）	時 分 から 時 分 まで
月 日（火曜日）	時 分 から 時 分 まで
月 日（水曜日）	時 分 から 時 分 まで
月 日（木曜日）	時 分 から 時 分 まで
月 日（金曜日）	時 分 から 時 分 まで
月 日（土曜日）	時 分 から 時 分 まで
月 日（日曜日）	時 分 から 時 分 まで

### ○通常時の営業時間が分かる資料

本様式にホームページの写しやパンフレット等を添付してください。

通常時の営業時間が  
分かる資料は、  
ここへ貼付するか、  
本様式に添付してください。

【様式 1-6】

○ 1日当たりの売上高及び協力金交付額計算書（売上高方式用）

※中小企業は、売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを申請者が選択できます。

※大企業は、本様式では申請できません。

※色付きのセルに該当する売上高や日数等を記載してください。

※売上高には、宅配やテイクアウトサービスなど休業要請の対象とならない事業の売上高及び物販など飲食サービス以外の売上高を除くとともに、消費税及び地方消費税を含めないでください。

① 参照月等の1日当たりの売上高（1円未満切り上げ）の計算

次のいずれかの計算方法を申請者が選択し、選択した計算方法に☑チェックを記入してください。

計算方法	計算式
<input type="checkbox"/> 月単位方式	8月の売上高 ÷ 8月の全日数
<input type="checkbox"/> 令和元年8月の売上高を8月の全日数で割る方法	円 ÷ 31日 = 円
<input type="checkbox"/> 令和2年8月の売上高を8月の全日数で割る方法	円 ÷ 31日 = 円
<input type="checkbox"/> 要請期間方式	期間の売上高 ÷ 期間の全日数
<input type="checkbox"/> 令和元年8月14日から8月22日までの売上高をその期間の全日数で割る方法	円 ÷ 9日 = 円
<input type="checkbox"/> 令和2年8月14日から8月22日までの売上高をその期間の全日数で割る方法	円 ÷ 9日 = 円
<input type="checkbox"/> 令和2年9月以降に新規開店した店舗に関する特例	月又は期間の売上高 ÷ 月又は期間の全日数
<input type="checkbox"/> 開店後の令和3年7月までのいずれかの月の売上高を当該月の全日数で割る方法	開店後のいずれかの月 令和 年 月 円 ÷ 日 = 円
<input type="checkbox"/> 開店日から令和3年8月13日までの売上高をその期間の全日数で割る方法	開店日 令和 年 月 日 ~ 令和3年8月13日 円 ÷ 日 = 円

上記計算式による参照月等の1日当たりの売上高のうち最も有利なもの 円

② 売上高方式による1日当たりの協力金交付額（千円未満切り上げ）の計算

上記①で計算した参照月等の1日当たりの売上高から、1日当たりの協力金交付額を計算します。

【休業の日の1日当たりの協力金交付額】

休業の日の1日当たりの協力金交付額	円
1日当たりの売上高が75,000円以下の場合	30,000円
1日当たりの売上高が75,000円超～25万円以下の場合	1日当たりの売上高 × 0.4
1日当たりの売上高が25万円超	100,000円（上限額）

【時短営業の日の1日当たりの協力金交付額】

時短営業の日の1日当たりの協力金交付額	円
1日当たりの売上高が83,333円以下の場合	25,000円
1日当たりの売上高が83,333円超～25万円以下の場合	1日当たりの売上高 × 0.3
1日当たりの売上高が25万円超	75,000円（上限額）

※上記売上高を確認するための書類の提出について

臨時特別協力要請に係る休業要請協力金申請要領の4の⑦に定める書類を本様式に添付してご提出ください。なお、売上高方式を選択し、1日当たりの協力金交付額の下限額（休業の場合3万円、時短営業の場合2.5万円）に該当する施設は、各月の売上高を確認するための書類の添付を省略することができますが、審査に必要な場合などに書類の提出を求めることがありますので、県の求めに応じて速やかに提出できるよう準備しておいてください。

【様式 1-6】

○ 1日当たりの売上高及び協力金交付額計算書（売上高減少額方式用）

※中小企業は、売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを申請者が選択できます。

※大企業は、本様式で申請してください。

※色付きのセルに該当する売上高や日数等を記載してください。

※売上高には、宅配やテイクアウトサービスなど休業要請の対象とならない事業の売上高及び物販など飲食サービス以外の売上高を除くとともに、消費税及び地方消費税を含めないでください。

① 参照月等の1日当たりの売上高（1円未満切り上げ）の計算

次のいずれかの計算方法を申請者が選択し、選択した計算方法に☑チェックを記入してください。

計算方法	計算式
<input type="checkbox"/> 月単位方式	8月の売上高 ÷ 8月の全日数
<input type="checkbox"/> 令和元年8月の売上高を8月の全日数で割る方法	円 ÷ 31日 = 円
<input type="checkbox"/> 令和2年8月の売上高を8月の全日数で割る方法	円 ÷ 31日 = 円
<input type="checkbox"/> 要請期間方式	期間の売上高 ÷ 期間の全日数
<input type="checkbox"/> 令和元年8月14日から8月22日までの売上高をその期間の全日数で割る方法	円 ÷ 9日 = 円
<input type="checkbox"/> 令和2年8月14日から8月22日までの売上高をその期間の全日数で割る方法	円 ÷ 9日 = 円
<input type="checkbox"/> 令和2年9月以降に新規開店した店舗に関する特例	月又は期間の売上高 ÷ 月又は期間の全日数
<input type="checkbox"/> 開店後の令和3年7月までのいずれかの月の売上高を当該月の全日数で割る方法	開店後のいずれかの月 令和 年 月 円 ÷ 日 = 円
<input type="checkbox"/> 開店日から令和3年8月13日までの売上高をその期間の全日数で割る方法	開店日 令和 年 月 日 ~ 令和3年8月13日 円 ÷ 日 = 円

上記計算式による参照月等の1日当たりの売上高のうち最も有利なもの 円 (a)

② 令和3年8月の1日当たりの売上高（1円未満切り上げ）の計算

①で選択した計算方法に☑チェックを記入してください。

計算方法	計算式
<input type="checkbox"/> 月単位方式	8月の売上高 ÷ 8月の全日数
<input type="checkbox"/> 令和3年8月の売上高を8月の全日数で割る方法	円 ÷ 31日 = 円
<input type="checkbox"/> 要請期間方式	期間の売上高 ÷ 期間の全日数
<input type="checkbox"/> 令和3年8月14日から8月22日までの売上高をその期間の全日数で割る方法	円 ÷ 9日 = 円
<input type="checkbox"/> 令和2年9月以降に新規開店した店舗に関する特例	月又は期間の売上高 ÷ 月又は期間の全日数
<input type="checkbox"/> 令和3年8月の売上高を8月の全日数で割る方法	円 ÷ 31日 = 円

上記計算式による令和3年8月の1日当たりの売上高 円 (b)

③ 売上高減少額方式による1日当たりの協力金交付額（千円未満切り上げ）の計算

上記①で計算した参照月等の1日当たりの売上高から、上記②で計算した令和3年8月の1日当たりの売上高を控除して得られた金額に0.4を乗じて1日当たりの協力金交付額を計算します。

参照月と令和3年8月の1日当たりの売上高を比べた減少額(a)-(b) 円 × 0.4 = 円

【休業の日の1日当たりの協力金交付額】及び【時短営業の日の1日当たりの協力金交付額】

売上高減少額方式による1日当たりの協力金交付額	円
【計算方法】令和元年又は令和2年8月の1日当たりの売上高と令和3年8月の1日当たりの売上高を比較した売上高減少額×0.4（※上限額20万円又は令和元年若しくは令和2年8月の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額）	
※上限額 円	（参考）令和元年若しくは令和2年8月の1日当たりの売上高×0.3 = 円

※上記売上高を確認するための書類の提出について

臨時特別協力要請に係る休業要請協力金申請要領の4の⑦に定める書類を本様式に添付してご提出ください。



【様式 1-7】

○飲食店営業許可等に係る申立書

申請者と飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた方が異なる場合や新規開店等特例に該当する場合は、その理由を次の枠内へご記入するとともに、その事実を証する資料を添付してください。